

## 令和6(2024)年農業用免税軽油に係る一括交付期間後の申請について

農業用の軽油引取税免税証については、市町ごとに申請期間を設けて申請の受付をしております。今回、期間内に申請出来なかった方について、下記により申請を受け付けますので、交付を希望する方はご利用ください。なお、今回の申請期間を過ぎますと、1年分の全量交付ができないことがありますので、御留意ください。

### 1 受付日、受付時間

令和6(2024)年3月5日(火)、3月6日(水)  
各日とも午前9:00~11:30、午後1:00~3:30

### 2 会場

下都賀庁舎 第2福利厚生棟 2階会議室  
(栃木市神田町6-6)

### 3 対象地区

栃木県税管内全ての市町  
(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)



### 4 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)  
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証を添付(原本))
- (3) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

**使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。**

※受委託の方で栃木市及び野木町にお住まいの方は、個別にお問い合わせください。

- 注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ②農業等に係る免税制度については、地方税法の規定により、現在令和6(2024)年3月31日までの経過措置となっています。令和6(2024)年の交付時点では制度延長が未定のため、耕作面積の増加等により増加した分の免税証は、制度延長決定以降の交付となります。
- ③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ④更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
- ⑤国税及び地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ⑥マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。

### 5 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 Tel.0282-23-6882